吸収分割に係る事後備置書類

2025年1月1日

グリー株式会社
株式会社グリー

2025年1月1日

吸収分割に係る事後備置書類

東京都港区六本木六丁目11番1号
グリー株式会社
代表取締役会長兼社長 田中 良和

東京都港区六本木六丁目11番1号
株式会社グリー
代表取締役社長 藤本 真樹

グリー株式会社（以下「グリー」といいます。）及び株式会社グリー（以下「㈱グリー」といいます。）は、2024年9月20日付吸収分割契約を締結し、グリーを吸収分割会社、㈱グリーを吸収分割承継会社として、グリーのGREE Platform事業、開発共通部門の一部及びそれに関して有する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務の一部を、2025年1月1日を効力発生日として、㈱グリーに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1　本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2025年1月1日

2　吸収分割会社（グリー）における事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1)　会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。

(2)　会社法第785条の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。

(3)　会社法第787条の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(4)　会社法第789条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3　吸収分割承継会社（㈱グリー）における事項（会社法施行規則第189条第3号）

(1)　会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

同条に基づく請求を行った株主はいませんでした。

(2)　会社法第797条の規定による請求に係る手続の経過

㈱グリーの唯一の株主であるグリーは㈱グリーの特別支配会社であるため、㈱グリ

ーは、会社法第797条第3項の規定に基づく株主への通知は行っておりません。

(3)　会社法第799条の規定による手続の経過

㈱グリーは、2024年11月1日付で債権者に対する公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

4　吸収分割により吸収分割承継会社（㈱グリー）が吸収分割会社（グリー）から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

㈱グリーは、2025年1月1日をもって、グリーのGREE Platform事業、開発共通部門の一部に関する本吸収分割契約書所定の権利義務を承継しました。

5　会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2025年1月14日（予定）

6　上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

以上